

1 策定趣旨

- 本市では、平成7年に「和泉市女性行動計画（オアシスプラン）」を策定し、平成17年に「第2期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）」平成19年8月に「和泉市男女共同参画推進条例」を制定した。また、平成27年には、「第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）」と、新たに「和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）」を策定し、男女共同社会の実現及びDVの防止と被害者の保護・支援に向けた施策を推進してきた。令和8年度末で計画期間が終了となることから、今日の状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて総合的な取り組みを引き続き推進するとともに、様々な状況におかれた女性を支援していくため、計画を策定する。
- 本計画は「個人の尊厳を重んじ、一人ひとりの個性と能力が活かせる男女平等社会の実現」を基本理念として継承するものとし、社会情勢の変化や関連法の施行に合わせ、これまでの取り組みをさらに発展させる。なお、困難な問題を抱える女性への支援についても、政策的な関連性の深さを踏まえ、本市の実情に即した一体的な支援・施策展開を図ることで、誰もが安全に自分らしく暮らせる社会を目指す。

2 計画の位置づけと期間

- （1）計画の位置づけ
- 男女共同参画社会基本法第14条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という）第6条第2項の規定に基づく計画
 - 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく計画
 - 国及び大阪府が策定した関連計画及び和泉市総合計画・和泉創発プランをはじめ、市が策定している計画等と整合性を図り策定する。
 - 計画策定過程において、（仮称）第2期和泉市人権教育・啓発推進計画と相互に連携する。
- （2）計画の期間
- 令和9年度から令和18年度を期間とし、状況に応じ中間見直しを行う。

3 計画策定の考え方とポイント

- 本計画は、和泉市の地域特性を最大限に活かした「独自性」と、前例にとられない「革新性」を両輪として策定する。客観的な統計データや実態調査に基づくエビデンスを意思決定の基盤とし、社会情勢の変化に応じて柔軟な見直しを行うことで、実効性を担保する。また、施策ごとに成果指標（KPI）と目標値を明確に定め、市全体の各種計画を横断的にマネジメントするとともに、アクションプランを通じて関係各課の進捗を厳格に管理する。さらに、「自助・共助・公助」の三者が緊密に連携する仕組みを構築し、市民・地域・行政が一体となって本市の課題解決と持続可能な発展に取り組むための指針とする。

■「令和7年12月11日～令和8年1月8日」調査実施

調査対象	配布数	回収数	回収率
本市住民基本台帳に登録されている満18歳以上の市民から無作為に抽出した男女3,000人	3,000件	1,165件	38.8%

4 アンケートから見た和泉市に求められる姿

- 女性の参画を推進するための市民意識の醸成（特に防災分野における女性参画）【A】
家庭生活や職場における男女平等感が高まってきているが、政治の場や社会全体としては依然として「男性が優遇されている」と考える人が多くなっている。政策や方針決定の場に女性が少ない理由としては、「男性優位の組織運営」（問39 52.3%）や「性別による役割分担や性差別の意識」（問39 36.9%）が上位に挙げられており、意思決定層における構造的な見直しと男性側の意識改革が必要。特に、近年注目を集めている防災分野においては、避難所の設備配慮や、避難所運営・防災会議などへ女性が参画し、女性の視点を反映させることへの意識が高まっている（問38 避難所の設備配慮 80.9%、避難所運営への女性参画 28.4%、災害対策本部への女性参画 20.6%）。
- 男性の長時間労働の是正と「無意識の思い込み」の解消【B】
地域活動への参画意欲は減少傾向にあり、参加を阻む要因として女性は「家事・育児が忙しい」、男性は「仕事が忙しい」といった時間的制約が挙げられている。こうした状況の背景にあると考えられる「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識については否定的な意見が多い一方で、男性の高齢層を中心に肯定的な意見も根強く残っている（問11 男性80歳以上 19.0%）。また、結婚の自由や必ずしも子どもを持つ必要はないという考え、選択的夫婦別姓などについては、女性に比べて男性の側に保守的な意識が残っている（問14）。一方で、「子どもを産む回数や時期は女性の意思を尊重すべき」とする声が増加しており（問14⑤ 69.5%：8.2ポイント増）、「女性は結婚したら家庭を中心に生活すべき」「夫の親の介護は妻がすべき」といった考え方への否定的な意見も増えるなど、個人の意思や人権尊重への意識は徐々に高まっている。また、子どもの教育やしつけに関しては「性別にこだわらず同じようにする」との回答が最多であり、女の子には「経済的自立」、男の子には「家事など身の回りのことが自分でできる」といった、男女ともに自立した生活能力への成長を期待する傾向が強まっている（問24 女の子の経済的自立 43.1%：5.9ポイント増、男の子の家事など 29.4%：9ポイント増）。意識変革を促すためには、固定的な社会通念や慣習にとらわれないための継続的な啓発が求められている。
- 「男女共同参画センター」の認知度向上と連携拠点としての機能強化【C】
就労面において、女性は結婚や出産などのライフイベントを機に離職する傾向が顕著（問28-1）。しかし、「継続して就労したい」という希望は強い（問29 43.3%）。また、女性が経済力をつけることや仕事・賃金面での男女格差解消、保育・介護施設の充実など、生活に密着した課題の解決と経済的自立への支援が重要視されている。そのためには育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくりや、柔軟に働ける仕組みが求められている。一方、現実の家庭内での役割分担は「生活費を稼ぐのは男性、家事・育児は女性」という傾向が強く（問15 生活費を稼ぐのは男性の役割 60.9%、乳幼児の世話は女性の役割 49.1%）、男性はワーク・ライフ・バランスにおいて「仕事優先」の現状がある（問17（2）男性40歳代 57.4%）。こうした中、男女共同参画社会づくりの拠点である「男女共同参画センター」については、8割以上の市民が「知らない」（問47 81.7%）と回答しており、施設の認知度向上と利用しやすい魅力的な事業展開といった環境整備が課題となっている。
- 潜在化するDV被害の掘り起こしと「精神的暴力」への正しい認識の普及【D】
子どもの前で暴力をふるう「面前DV」などが重大な暴力に当たるという認識は広まっているが、「無視し続ける」といった精神的な嫌がらせへの認識にはばらつきが見られる（問40⑦ 暴力にあたるとは思わない 32.0%）。被害経験は女性に多く、特に精神的な暴力の被害割合が高くなっている。深刻な課題として、被害経験者の約半数（問41-1 49.2%）は「どこにも相談しなかった」と回答しており、その理由として「相談するほどのことではない」（問41-2 47.4%）「相談しても無駄だ」（28.8%）「自分にも悪いところがある」（27.6%）といった、被害者自身の諦めや自責の念が浮き彫りになっている。このため、相談を無駄と感じさせない実効性のある救済措置の明示や、男女問わず躊躇なく助けを求められる相談体制の充実が急務とされている。

5 国の最新の動向

●**基本的な考え方（well-being の重視）** 第6次計画では、第5次計画の取組を引き続き進めるとともに、新たに「女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現につながるよう、男女共同参画の取組を進める」という考え方がベースとして掲げられている。これに伴い、政策領域も「男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現」と「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化」に大別された。

●**特に重点的に強化された分野・内容** 第6次計画では、以下の項目が特に強化して取り組むべき内容として挙げられている。①令和7（2025）年に改正された女性活躍推進法に基づく情報公表の取組の充実、②各種ハラスメント対策の強化、③仕事と健康課題の両立支援、④テクノロジーの進展と利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進、⑤令和6年能登半島地震等を踏まえた災害対応への男女共同参画の視点導入、⑥地域における男女共同参画の取組の強化

6 新計画の目次構成と体系

【現行計画】の目次

■第3期 和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）（改定）

第1章 計画の概要

1. 男女共同参画社会とは
2. 「第3期和泉市男女共同参画行動計画」策定後の世界・国・大阪府の動き
3. 計画の位置づけ
4. 計画の期間
5. 計画の施策体系

第2章 和泉市の状況と課題

1. 第3期和泉市男女共同参画行動計画の取組状況と課題
2. 和泉市の状況
3. 男女共同参画に関する市民意識調査の結果概要
4. 和泉市の男女共同参画行動計画のポイント

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画のめざす方向と基本理念
2. 計画の体系
3. 施策の内容
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育む
基本目標Ⅱ 男女平等の参加・参画で社会を活性化する
基本目標Ⅲ 自立を支えあうまちをつくる
基本目標Ⅳ 人権が尊重される環境をつくる
4. 計画の推進にあたって

■和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）（改定）

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目的
2. 和泉市の取組と現状
3. 本計画でのドメスティック・バイオレンス（DV）の定義
4. 計画の位置づけ
5. 計画の期間
6. 計画の進行

第2章 計画の内容

1. 計画の体系
2. 施策の内容
3. 和泉市DV被害者支援フローチャート

【新計画】の整理のためのポイント・課題

■アンケートから見た和泉市に求められる姿

1. 女性の参画を推進するための市民意識の醸成（特に防災分野における女性参画）【A】
2. 男性の長時間労働の是正と「無意識の思い込み」の解消【B】
3. 「男女共同参画センター」の認知度向上と連携拠点としての機能強化【C】
4. 潜在化するDV被害の掘り起こしと「精神的暴力」への正しい認識の普及【D】

■国の方向性からみる新たな動向・視点

1. 「女性支援新法」を踏まえ、単なる経済的支援にとどまらず、女性相談支援センターの機能強化や民間団体との協働を通じ、個人の状況に寄り添った包括的・継続的な支援へとシフトしていく必要がある。【E】
2. 第6次計画では、令和5（2023）年に改正された「配偶者暴力防止法（DV防止法）」を踏まえた対策の強化が強調されている。相談体制の整備、被害者の心理的ケア、同伴児童への学習支援など、被害者のニーズに沿ったより実践的な自立支援の推進が挙げられる。【F】
3. 「複合的な困難」への着目と多様な被害者への対応 第6次計画の重要な新しい視点として、個別の課題解決にとどまらず、複合的な困難が固定化・連鎖しないような対応が求められている。また、DVなどの暴力被害において、男性や性的マイノリティ、高齢者、障害者など多様な被害者が声を上げやすくするきめ細かな対応も新たな視点として整理できる。【G】
4. SDGsの「ジェンダー平等」の推進や、デジタル・グリーン経済移行に伴う課題への対応、「女性・平和・安全保障（WPS）」の推進が重要な潮流となっている。これらを踏まえ、政府は女子差別撤廃条約の遵守等、国連機関との協力を強化している。【H】

【新計画】の目次構成（案）

■第4期 和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）

第1章 計画の概要

1. 男女共同参画社会とは
2. 和泉市を取り巻く動き
3. 計画の性格
4. 計画の期間
5. 計画の基本理念
6. 計画の推進

第2章 計画の内容

1. 計画の体系
2. 施策の展開
基本目標Ⅰ 男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図る
基本目標Ⅱ 様々な活動・分野での男女共同参画を推進する
基本目標Ⅲ 一人ひとりの望む働き方の実現と女性の活躍を支援する
基本目標Ⅳ 人権を尊重し、あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援体制を強化する

■和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）（改定）

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目的
2. 和泉市の取組と現状
3. 本計画でのドメスティック・バイオレンス（DV）の定義
4. 計画の性格
5. 計画の期間
6. 計画の推進

第2章 計画の内容

1. 計画の体系
2. 施策の内容
3. 和泉市DV被害者支援フローチャート

【新計画】の体系（案）

基本理念：

- ①男女の人権の尊重 ②社会制度・慣行についての配慮
③政策・方針の立案及び決定への共同参画 ④家庭生活における活動と他の活動の両立 ⑤国際的動向への配慮
⑥男女の生涯にわたる健康な生活への配慮 ⑦性的マイノリティの方への人権の配慮

<目標を横断した男女共同参画に対する取組>

男女共同参画推進のための拠点整備（男女共同参画センターの機能強化・認知度向上）【新規】【C】【E】

<目標・施策の柱>

基本目標Ⅰ 男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図る

- (1) 学校・園における男女平等教育の推進
- (2) 地域における男女平等学習の推進
- (3) 男性にとっての男女共同参画の推進
- (4) 男女平等意識の浸透

基本目標Ⅱ 様々な活動・分野での男女共同参画を推進する

- (5) 意思決定の場への女性の参画推進
- (6) 男女共同参画で進める就労支援
- (7) 男女共同参画で進める地域づくり
- (8) 防災分野における女性リーダーの育成と登用【新規】

基本目標Ⅲ 一人ひとりの臨む働き方の実現と女性の活躍を支援する

- (9) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現のための支援【B】
- (10) 自立した暮らしのための支援
- (11) 生涯を通じた心身の健康づくりの支援

基本目標Ⅳ 人権を尊重し、あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援体制を強化する

- (12) あらゆる暴力の根絶【D】
- (13) 安心して相談できる相談体制の充実【F】
- (14) DV防止基本計画の推進【G】
- (15) 「女性・平和・安全保障（WPS）」の視点の導入【新規】

【H】